

租税徴収における「納税者保護」について

— 滞納処分をめぐる争訟事例を検討して —

鳥飼貴司

【目次】

- I はじめに
- II 国税徴収法と「納税者の保護」
- III 国税徴収法における差押禁止財産および差押禁止額
- IV 差押禁止財産をめぐる争訟例
 - 1 国税徴収法75条「一般の差押禁止財産」
 - 2 国税徴収法76条「給与の差押禁止」
- V おわりに

I はじめに

本稿は、租税徴収において滞納処分に関して生じた争訟事例（特に、差押禁止財産に関する）を検討し、それを通じて「納税者保護」の重要性を説くことを目的とするものである。

報道によれば、生活の困窮により国民健康保険税などを滞納していた納税者が、給料を口座から全額差し押さえられて生存権を侵害されたとして、県と市に220万円の損害賠償を求める訴訟を起こしたとある¹。納税者は無職の長男と2人暮らしで、1か月の収入は8万～11万円程度とのこと。2017年5月時点で国税や軽自動車税などを計約197万円滞納していたようである。

これに対し、県と21市町村で構成される「県地方税滞納整理機構」は2017年9月15日、女性の口座に振り込まれた給料約8万8000円全額を差し押さえ、

¹ 読売新聞オンライン (<https://www.yomiuri.co.jp/national/20190109-OYT1T50002/>) [最終確認日：2019年5月5日] 参照。

滞納税金の納付にあてたとされる。これによって女性の口座残高は0円になった。

国税徴収法76条1項4号及び国税徴収法施行令34条では、月収10万円以下の給料の差し押さえを禁止している。しかし、支払い当日に給料を預金として差し押さえることには格別禁止規定がない。

租税徴収制度調査会の会長であった我妻栄は、「よく切れる刀を持つ者が必要以上に切らないように自制することは、すこぶる困難である。不必要に切ってみたい誘惑さえ感ずるものである。本書がこれを戒めるためにも役に立つことを希望してやまない。」²と『国税徴収法精解』の「序」に書き残している。租税徴収を実現するための国税徴収法という「刀」は、国民・納税者の基本的人権を侵害する可能性が高いので、その運用に対しては絶えず法学的チェックが必要となろう³。

そこで本稿では、次の二点について検討を行う。

第一に、国税徴収法上の差押禁止財産の取扱いについて概観する。

第二に、租税徴収における滞納処分をめぐる特徴的と思われる争訟事例を検討し、滞納処分のあり方に関して概観する。

II 国税徴収法と「納税者の保護」

滞納処分とは、強制徴収とも呼ばれ、納税義務の任意の履行がない場合に、納税者の財産から租税債権の強制的実現を図る手続である⁴。納税者の納税義務は、納税義務の成立要件である課税要件が充足したときに成立する（国税通則法15条2項）。この成立した納税義務は、申告納税方式（国税通則法16条1項1号）等によって納税義務の内容である税額が確定（国税通則法15条1項）し、納税義務者が租税を納付（国税通則法34条）することによって消

² 我妻栄「序」吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎（共編）『国税徴収法精解（平成30年改訂）』（大蔵財務協会・2018年）iii頁。

³ たとえば、中村芳昭「国税徴収法の現状と課題」、奥谷健「徴収手続における納税者の権利保護—徴収緩和制度の検討—」租税法学会編『租税法研究33号（租税徴収法の現代的課題）』（有斐閣・2005年）などは、租税徴収制度に対する法学的チェックをされている論文といえよう。

⁴ 金子宏『租税法〔第23版〕』（弘文堂・2019年）1014頁参照。

減する。しかし、納税義務者が納税義務を任意に履行しない場合には、課税庁側は納税義務の履行を求めることになる。このように、納税義務者の税額が確定した納税義務の履行を求めることを、一般的に「租税徴収」と呼んでいる。申告納税方式の場合では、納税義務者が確定した税額を納期限までに納付しないときに課税庁側から督促（国税通則法37条）がなされ、それでも納付されないときに「租税の滞納」となり滞納処分の手続がなされる（国税通則法40条）。滞納処分がなされると、納税者の財産に差押が行われ（国税徴収法47条以下）、その財産の換価が行われ（国税徴収法89条以下）、換価された金銭から配当（国税徴収法128条以下）を受けることにより租税債権の強制的満足が図られることになる。

このような租税債権の強制的満足を図る制度は、納税者のコンプライアンス（法令遵守）の程度が高ければ、その存在理由はないと言われている⁵。しかし、納税者の法令遵守に全てを期待することは非現実的であろう。そこで、「国税収入を確保する」（国税徴収法1条）ため⁶に、国税徴収法には特別な制度が認められている。国税徴収法は、国税だけではなく、例えば「前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」（地方税法373条7項）や「保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。」（健

⁵ 村井正「租税債権と私債権—租税債権の優先性を中心に—」租税法学会編『租税法研究15号（租税徴収法の諸問題）』（有斐閣・1987年）1頁参照。

⁶ 国税徴収法は、第1条に「目的」というタイトルで、次のように規定している。「この法律は、国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする」。なお、金子・前掲注(4)1頁～8頁では、租税の機能として「公共サービスの資金の調達」、「再分配」、「景気調整」を掲げている。最高裁判例でも最高裁大法廷昭和60年3月27日判決・民集39巻2号247頁以下において、「租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有して」いるとして、本来的な租税の存在理由を、「国家の財政需要を充足する」＝「公共サービスの資金の調達」としている。ところで、MMT（Modern Monetary Theory・現代貨幣理論）という考えを前提とすれば、租税は「財源確保の手段ではなく、物価調整の手段」（中野剛志『目からウロコが落ちる 奇跡の経済教室【基礎知識編】』（ベストセラーズ・2019年）154頁）となる（より詳細には、中野剛志『富国と強兵—地政経済学序説』（東洋経済新報社・2016年）参照）。仮に、この考え方が有力となれば、「国税収入の確保」を「目的」とする国税徴収法のあり方に変化が生じることになるだろう。

康保険法183条)というように、様々な租税公課に適用される法律となっている。

国税徴収法は、「国税収入を確保する」観点から①実体面での国税の優先権、②手続面での自力執行権を認めている⁷。国税徴収法は、「国税優先の原則」というタイトルで、「国税は、納税者の総財産について、この章に別段の定がある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だつて徴収する。」(国税徴収法8条)と規定している。このような「国税優先の原則」が認められているのは、租税の「強い公共性」と「任意の履行可能性が低い」ことが挙げられている⁸。国税の自力執行権に関しては、私法上では債権者の自力執行が原則禁止されているのとは対照的である。この点に関して、最高裁昭和40年12月7日判決⁹は「私力の行使は、原則として法の禁止するところであるが、法律に定める手続によつたのでは、権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能又は著しく困難であると認められる緊急やむを得ない特別の事情が存する場合においてのみ、その必要の限度を超えない範囲内で、例外的に許されるものと解することを妨げない。」と判示して、私法上における債権者の自力執行を原則禁止した。私法上の債権は、執行裁判所等に申立をして、“他力”執行するのが原則である¹⁰。これに対して、国税徴収法では、徴収職員に自力執行権が認められている¹¹。このような自力執行権が認められている理由は、「租税の確実かつ能率的な徴収を図るため」¹²とされている。ただし、自

⁷ 阿部徳幸編『税理士・弁護士が知っておきたい滞納処分の基本と対策』(中央経済社・2018年)105頁参照。

⁸ 金子・前掲注(4)1016頁～1017頁は、「租税に一般的優先権が認められているのは、租税が公共サービスを提供するための資金として強い公共性をもっているためであるが、二次的理由としては、租税債権は私債権のように直接の反対給付を伴わないため、任意の履行性が低いことをあげることができる。」と述べている。

⁹ 民集19巻9号2101頁、LEX/DB 27001246。

¹⁰ この点に関して、民事執行法2条は、「執行機関」というタイトルで次のように規定する。「民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。」また、同法22条では、「債務名義」というタイトルで次のように規定する。「強制執行は、次に掲げるもの(以下「債務名義」という。)により行う。一 確定判決……」。

¹¹ この点に関して、国税徴収法2条11号では、「徴収職員 税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員をいう。」と規定し、同法182条1項は「税務署長又は国税局長は、この法律の定めるところにより、その税務署又は国税局所属の徴収職員に滞納処分を執行させることができる。」と規定し、私債権と異なった当事者による自力執行権を認めている。

¹² 金子・前掲注(4)1015頁。

力執行権の行使には、合理的かつ妥当な運営が求められるのは当然として、さらに滞納者の生存権（憲法25条）などの権利保障との関係性も議論されていくべきであろう¹³。

税法体系では、一般的に各税法の目的として「納税者の権利」を保障するという条文の文言がない。例えば、国税通則法1条は、「目的」というタイトルで、次のように規定する。「この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする」。他にも、所得税法1条は、「趣旨」というタイトルで、次のように規定する。「この法律は、所得税について、納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする」。共に、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資する」や「納税義務の適正な履行を確保する」というように、「納税者の義務」履行を強いる条文の文言となっている。国税徴収法も例外ではなく、その第1条は「この法律は、国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする。」と規定している。しかし、国税局・税務署などにおいて税務に携わる国税専門官（税務職員）に対する各種の研修を行う税務大学の「税務大学講本」では、「国税徴収法の特徴」として、「①国税債権の確保、②私法秩序の尊重及び③納税者の保護を挙げることができる。」¹⁴としている。したがって、実際の運用においては、国税徴収法は「納税者の保護」に重きを置いていると解することができる。税大講本では、「国税の徴収には、国税債権の確保という本来の目的があるが、一方において納税者の生活や事業について保護を要する場合があるため、①納税の緩和制度、②超過差押え及び無益な差押えの禁止などを規定している。」¹⁵と

¹³ 阿部・前掲注(7)106頁参照。

¹⁴ 税務大学校税大講本『国税徴収法（平成30年度版）』1頁（<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/tyousyu/mokuji.htm> [最終確認日：2019年5月6日]）参照。

¹⁵ 税大講本・前掲注(14)4頁。

書かれている。「納税の緩和制度」としては、換価の猶予（国税徴収法151条、151条の2）、滞納処分の停止（国税徴収法153条）。があり、超過差押え及び無益な差押えの禁止（国税徴収法48条）や差押禁止財産（国税徴収法75条～78条）の規定がある。

そこで以下、本稿での主要論点である国税徴収法上の差押禁止財産の取扱いについて概観する。

Ⅲ 国税徴収法における差押禁止財産および差押禁止額

国税徴収法47条1項は、「差押の要件」というタイトルで、「次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。」と規定する。1号では「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」とし、2号では「納税者が国税通則法第37条第1項各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。」とする。そもそも、差押の対象となる財産は、国税徴収法基本通達によると、次のようである¹⁶。

「差押えの対象となる財産は、差押えをする時に滞納者に帰属しているものでなければならない」（国税徴収法基本通達47-5）。

「差押えの対象となる財産は、法施行地域内にあるものでなければならない」（国税徴収法基本通達47-6）。

「差押えの対象となる財産は、金銭的価値を有するものでなければならない」（国税徴収法基本通達47-7）。

「差押えの対象となる財産は、譲渡又は取立てができるものでなければならない」（国税徴収法基本通達47-8）。

そして、差押の対象となる財産の選択に関しては、通達では次のように定めている。

「差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に

¹⁶ 国税庁HP「国税徴収法基本通達」（<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/chosyu/index.htm> [最終確認日：2019年5月6日]）参照。

十分留意して行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。

- (1) 第三者の権利を害することが少ない財産であること。
- (2) 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。
- (3) 換価が容易な財産であること。
- (4) 保管又は引揚げに便利な財産であること」(国税徴収法基本通達47-8)。

これに加えて、国税徴収法75条～78条に規定されている差押禁止財産でないことである。国税徴収法上の差押禁止財産には、絶対的差押禁止財産(国税徴収法75条)、給与・年金等の差押禁止額(国税徴収法76条・77条)と条件付差押禁止財産(国税徴収法78条)がある。絶対的差押禁止財産とは、いかなる場合にも差押をすることのできない財産である。条件付差押禁止財産とは、滞納者が、他に租税の全額を徴収することのできる財産で、換価が困難でなく、かつ第三者の権利の目的となっていないものを提供することを条件として、差押を禁止される財産である。

国税徴収法75条1項に掲げる絶対的差押禁止財産とは、次のとおりである。

- ① 滞納者及びその滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具(1号)。
- ② 滞納者及びその滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活に必要な3ヶ月間の食料及び燃料(2号)。
- ③ 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物(3号)。
- ④ 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物(4号)。
- ⑤ 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)(5号)。

- ⑥ 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの（6号）。
- ⑦ 仏像，位牌はい その他礼拝又は祭祀しに直接供するため欠くことができない物（7号）。
- ⑧ 滞納者に必要な系譜，日記及びこれに類する書類（8号）。
- ⑨ 滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票（9号）。
- ⑩ 滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具（10号）。
- ⑪ 発明又は著作に係るもので，まだ公表していないもの（11号）。
- ⑫ 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手，義足その他の身体の補足に供する物（12号）。
- ⑬ 建物その他の工作物について，災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具，避難器具その他の備品（13号）

ただし，1号の畳及び建具や13号の消防用の機械又は器具，避難器具その他の備品は，これらをその建物その他の工作物とともに差し押える場合には差押が可能である。また，国税徴収法75条における「配偶者」には，所得税法83条や同法83条の2とは異なり，届出をしていないが，事実上婚姻関係にある者を含むと条文上明らかとなっている。

次に，給与および社会保険制度に基づく給付の「一定額」については，差押禁止額を定めている（国税徴収法76条・77条）。ただし，滞納者の承諾があれば，承諾の範囲内で差押禁止額を超えて差押を行うことができる（国税徴収法76条5項）。国税徴収法76条1項柱書は，次のように規定する。「給料，賃金，俸給，歳費，退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については，次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は，差し押えることができない」。すなわち，次の合計額に達する部分の金額は差押をすることはできない。

- ① 給料等で源泉徴収される所得税に相当する金額（国税徴収法76条1項1号）
- ② 給料等で特別徴収される地方税に相当する金額（国税徴収法76条1項2号）

- ③ 給料等から控除される社会保険料に相当する金額（国税徴収法76条1項3号）
- ④ 最低生活費保障額（国税徴収法76条1項4号）
- ⑤ 給料等の金額から上記①～④の金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する「体面維持費」（国税徴収法76条1項5号）

なお、国税徴収法施行令34条は、「給料等の差押禁止の基礎となる金額」というタイトルで、次のように定める。「法第76条第1項第4号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となつた期間1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき4万5千円を加算した金額）とする」。さらに、国税徴収法77条は、「社会保険制度に基づく給付の差押禁止」というタイトルで、社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付等に係る債権は退職手当等とみなして同法76条を適用する。

最後に、国税徴収法78条は、「条件付差押禁止財産」というタイトルで、次のように規定する。すなわち、滞納者が、①滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産、②換価が困難でない、③第三者の権利の目的となっていない財産を提供した場合、「農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地」（1号）、「漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船」（2号）、「職業又は事業（前2号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産」（3号）は、差押禁止財産となっている。

このように、法令上、様々な差押禁止財産が規定されている¹⁷。しかし、これまで差押禁止財産に関する争訟事例が生じなかったことは決してありえない。そこで以下、租税徴収における滞納処分をめぐる争訟例（差押禁止財産を

¹⁷ この点に関し、同じく差押禁止財産について定める民事執行法の諸規定（131条、132条、152条、153条）との比較という論点もあるが、今回は検討できなかった。

主とする)を概観する。

IV 差押禁止財産をめぐる争訟例

1 国税徴収法75条「一般の差押禁止財産」

(1) 福岡地裁昭和26年12月20日判決¹⁸

(i) 事実と判旨

本件は、差押物件中、ふとん類が生活上、欠くべからざるものとして、これに対する差押処分取消しがなされた事例である。県知事は、納税者の支払うべき租税等の滞納処分として、県徴税職員に対して納税者の所有物件の差押をさせた。納税者は、県知事に対し異議の申立をし、差押処分の取消を求めた。これに対して県知事は、三ヶ月以上を経過しても何も決定処分をしない。差押物件の中には、納税者の生活上欠くことのできない衣服(仕事着)及び寝具があり、これらは法律上差押を禁止されているものであるから、右差押処分は違法であるとして裁判所に滞納処分の取消を求めた。

裁判所は、次のように述べた。原告は、衣類や道具類の古物商を営んでいる。差押物件には、販売用衣服類の外に原告や同居親族の生活に必要な相当の衣服類があった。販売用衣服類は差押禁止物件に該当しないが、ふとん類は差押えることができないものと解するのを相当とする。

(ii) 検討

本件は、県徴税職員が納税者の生活上欠くことのできない衣服(仕事着)及び寝具を販売用衣服類に含めて差押物件としたことから課税庁側との間で争いが生じたものである。裁判所は、社会通念に照らして妥当な判断を下したように解される。そもそもふとん類のような「寝具」は、災害救助法4条1項3号にあるように生活必需品として「給与又は貸与」がなされるべきものであり、当然に差押禁止財産に該当すると言えるからである。

裁判記録からは詳細は不明であるが、担当した県徴税職員の実実誤認から「勇み足」の差押処分となってしまったのであろう。現在では、税務署長に対する「再調査の請求」(国税通則法81条以下)あるいは国税不服審判所長に対する審

¹⁸ 行裁例集2巻12号2193頁, LEX/DB 21003861。

査請求（国税通則法87条）の段階で納税者の救済が図られる事案であったと思われる。

(2) 国税不服審判所昭和47年3月15日裁決¹⁹。

(i) 事実と判旨

本件は、電話加入権は国税徴収法による差押禁止財産には該当しないとされた事例である。審査請求人(以下、「請求人」とする。)を代表者とする株式会社が、昭和46年10月4日倒産して休業することになった。所轄税務署長から昭和45年分所得税および延滞税の徴収のためとして昭和46年6月15日付で請求人の自宅に設置してある電話加入権の差押えを受けた。請求人はこの差押処分を不服として昭和46年8月1日付で税務署長に対して異議申立てをした。同税務署長から昭和46年8月26日付でその申立てを棄却する旨の異議決定を受けた。請求人は、差押を受けた電話加入権は職業上その生活上必要不可欠な財産であるとし、差押処分は違法または不当なものであると主張した。これに対して、原処分庁の主張は、次のようである。差押処分が執行された時点において、請求人は株式会社の代表者であり、代表者として兼務している別会社との連絡が必ずしも請求人の自宅に設置されている差押にかかる電話によらなければならないという理由はない。したがって、同時点における本件差押財産が請求人の職業および生活に欠くことができない財産であつたとは認められない。

審判所は、次のように述べた。請求人のいう職業または生活に欠くことのできない財産の差押禁止については国税徴収法75条（一般の差押禁止財産）の規定があり、また、職業または事業等に必要な財産の差押えについては同法78条（条件付差押禁止財産）の規定がある。差押を受けた電話加入権が国税徴収法75条1項各号に規定する差押禁止財産に該当するかどうかについて審理する。国税徴収法75条1項各号における規定の趣旨は財産の差押えにあたり滞納者の最低生活の保障、精神的生活の尊重、災害防止設備の維持等の観点から特定の財産についてその差押えを絶対的に禁止することを定めたものである。また同条1項5号の所定の財産は大工および左官の諸道具一式、薬剤師の薬剤調合器

¹⁹ 国税不服審判所裁決例集12431頁，LEX/DB 26008120。

具等、その者の業務に欠くことができない器具、その他の物をいうものと解するのが相当である。従って、電話加入権は同規定の差押禁止財産には該当しない。仮に、差押を受けた電話加入権が国税徴収法78条3号に規定する職業または事業の継続に必要な財産に該当するとしたとしても、請求人が滞納国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ第三者の権利の目的となっていないものを提供していないから差押処分を取り消すことにはならない。

(ii) 検討

本件は、請求人の自宅電話加入権が差押処分を受けたことから課税庁側との間で争いが生じたものである。請求人は、差押を受けた電話加入権は職業上その生活上必要不可欠な財産であると主張したようだが、電話加入権自体は職業上あるいは生活上必要不可欠な財産とは言い難い。この点、確かに電話は警察・消防への連絡に欠かせないものであり、生活上必要不可欠であるといえるようにも思われるので、請求人自宅の電話加入権の差押処分は不当との評価も考えられる。しかし、裁決記録によれば、請求人自宅の電話は不在時の呼出には仕事上利用されるものの、請求人が兼務している別会社の電話（加入権）には差押処分は及ばないこと、また何より請求人側は「生活上必要不可欠な財産である」と主張するものの、その具体的な証明はなされていないようである。したがって、この事案の裁決は妥当なものであると解する。

(3) 国税不服審判所平成15年10月9日裁決²⁰

(i) 事実と判旨

本件は、自動車共済契約に係る対人賠償共済金支払請求権は差押禁止財産に当たらないとした事例である。平成10年1月に、自動車共済契約の対象である自動車を運転する被共済者Aを加害者、B（審査請求人）を被害者とする自動車事故が発生した。

Bは、自動車事故により損害を受けたとして、Aに対し損害賠償請求訴訟を提起した。平成14年8月の第一審判決において、BのAに対する損害賠償請求

²⁰ 裁決事例集66集382頁、LEX/DB 26011826。

権が認められた。Bは、地裁判決に不服があり、平成14年9月に高等裁判所に控訴した。高等裁判所は、平成15年9月に損害賠償金額を約2,437万円とする控訴審判決を言い渡した。Bの世帯は、Bの妻を受給者として、生活保護費等を受給中である。Bが就労可能になるか事故による損害賠償金を受領すれば、生活保護は廃止となるとともに、生活保護法63条「費用返還義務」に基づき受給した生活保護費等を全額返還することになっていた。

原処分庁である国税局長は、国税通則法43条3項の規定により税務署長から徴収の引継ぎを受けた。その上で、Bの滞納国税を徴収するために、平成15年2月3日付で、Bが「共済連」に対して有する対人賠償共済金支払請求権を差し押さえた。Bは、差押処分に不服があるとして、平成15年3月31日に国税不服審判所に審査請求をした。

審判所は、差押禁止財産の争点について、次のように述べた。差押えられた支払請求権は、自動車損害賠償保障法18条「差押の禁止」及び同法23条の3「責任保険の契約に関する規定等の準用」により差押が禁止される直接請求権には該当しない。また、差押えられた支払請求権は、国税徴収法75条ないし78条及び他の法律の規定する差押禁止財産のいずれにも該当しない。したがって、Bの主張には理由がない。

(ii) 検討

本件は、対人賠償共済金支払請求権に差押処分をしたことによってBと課税庁との間で争いが生じたものである。Bは妻を受給者として生活保護を受けていたが、この生活保護が差押処分を受けたものではない。また、加害者Aに対して当時2,000万円を超える損害賠償請求訴訟にも勝訴しており、Bには租税を負担できる経済的能力である担税力がないとは言えない状況であると思われる。この事案の裁決は妥当なものであると解する。

(4) 国税不服審判所平成21年11月10日裁決²¹

(i) 事実と判旨

本件は、宗教法人が葬儀式場及び法要会場等として使用している土地が差押

²¹ 裁決事例集78集536頁，LEX/DB 26012333。

禁止財産に当たらないとした事例である。宗教法人であるCは、平成13年に土地を取得した。その後、取得土地の上に建物を建築し、主に葬儀式場及び法要会場等として使用していた。D税務署長は、Cが国税を完納しなかったことから、平成20年8月8日付で、督促状を送付しその納付を督促した。原処分庁である国税局長は、国税通則法43条3項の規定に基づき、平成20年8月18日付でD税務署長から滞納国税について徴収の引継ぎを受けた。原処分庁は、平成21年1月19日付で、葬儀式場及び法要会場等として使用している土地の差押処分を行った。なお、県知事は、平成14年4月に各土地について、宗教法人であるCが専らその本来の用に供する宗教法人法3条に規定する境内地（境内駐車場）であることを証明した。また、建物についても、平成21年4月、同様に境内地（境内建物）であることを証明している。

審判所は、次のように述べた。国税徴収法75条1項7号は、仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物は差し押さえることができない旨規定している。礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物とは、仏像、位牌、神体、仏具、神具等で現に信仰又は礼拝の対象となっているもの及びこれに必要なものと解されるところ、寺院の本堂、庫裏、神社の拝殿、社務所等は、礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物とは認められないから、国税徴収法75条1項7号に規定する「その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物」には当たらないと解される。たとえ各土地が宗教法人法に規定する境内地に当たるとしても、仏像、位牌、神体、仏具、神具等で現に信仰又は礼拝の対象となっているものとは異なり、寺院の本堂、庫裏などと同様に、礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物とは認められない。したがって、国税徴収法75条1項7号に規定する「その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物」には当たらず、また、その他の差押禁止財産にも当たらない。

(ii) 検討

本件は、宗教法人が葬儀式場及び法要会場等として使用している土地に差押処分がなされたことから課税庁側との間に争いが生じたものである。裁決事例からは前提事実を伺い知ることはできないが、この宗教法人が何故滞納していたのかという点が疑問である。そもそも宗教法人の宗教行為自体には課税は

なされない。宗教法人は、法人税法別表第二によって「公益法人等」（法人税法2条6号）に分類される。「公益法人等」は、収益事業を行えば法人税の納税義務が生じることになる（法人税法4条1項）。収益事業とは、「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるもの」（法人税法2条13号。なお、法人税法施行令5条5号ニ参照）であるから、おそらく境内駐車場は駐車業、境内建物の使用が席貸業であることをC宗教法人が認識していなかったのではないかと思われる。仮にそうであるならば、この事案の裁決は妥当なものであると解する。

2 国税徴収法76条「給与の差押禁止」

(1) 国税不服審判所平成20年12月3日裁決²²

(i) 事実と判旨

本件は、役員報酬支払請求権は国税徴収法76条1項の「給料等」に当たるとして、差押処分が取り消された事例である。原処分庁である国税局長が、Eの滞納国税を徴収するため、Eが有する役員報酬の支払請求権のうち、役員報酬の金額から所得税に係る源泉徴収税額、特別徴収の方法によって徴収される県民税及び市市民税に相当する金額並びに社会保険料に相当する金額の合計額を控除した金額について差押処分をした。それに対してEは、役員報酬は国税徴収法76条1項に規定する「給料等」に該当するから、同項4号及び5号に掲げる生活扶助の給付相当額及び役員報酬の金額から同項1号ないし4号に掲げる金額の合計額を控除した金額の20%相当額も差押禁止であるとして、原処分庁のうち、当該金額に相当する部分の取消しを求めた。原処分庁側は、次のように主張した。役員報酬は、取締役と会社との委任契約に基づき、取締役の行う経営活動の対価として支払われるものである。国税徴収法76条1項に規定する給料等には該当しないから、同項の規定は適用されず、役員報酬から同項4号及び5号に掲げる金額を控除すべきことにはならないので、差押処分は適法である。

審判所は、次のように述べた。国税徴収法76条1項が規定する給料等の差押

²² 判時2282号56頁，判タ1422号174頁，LEX/DB 25447589。

禁止規定は、給料等がその受給者とその家族が生計を維持するための唯一ないし最重要な収入であり、その全額が差し押さえられた場合には、直ちにその受給者とその家族の生計の維持が困難になることを考慮し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという社会政策的な観点から、一定の範囲で差押えを禁止したものと解される。「給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権」を給料等と規定しているが、国税徴収法は、「給料」、「賃金」、「俸給」、「歳費」、「退職年金」及び「給与」について、それがいかなるものをいうかについての定義的な規定を設けていない。したがって、これらの用語の意味は、一般的な用語法を基礎として、国税徴収法76条1項の趣旨・目的に従って理解すべきものである。国税徴収法76条1項に規定する「給料等」は、労務又は職務遂行の対価として受ける給付であるとしても、雇用契約に基づくものには限られない。生活保障のために、生計を維持するための重要な収入のうち一定の範囲で差押えを禁止することとした国税徴収法76条1項の趣旨からしても、同項に規定する給料等を雇用契約に基づいて給付を受けるものに限定する理由はない。国税徴収法76条1項に規定する給料等とは、雇用契約又はこれに類する関係その他一定の勤務関係に基づき、使用者の指揮命令又は所属する組織の規律に服してその使用者又は組織に対して提供した労務又は職務遂行の対価として、その使用者又は組織から継続的に受ける又は受けることが予定されている給付をいうものと解するのが相当である。国税徴収法76条1項は、生計を維持するための重要な収入のうち一定の範囲を差押え禁止としたものであり、同項に規定する給料等は、雇用契約に基づかない歳費まで例示しているから、雇用契約に基づいて支給されるものに限定されず、一定の勤務関係に基づき、組織の規律に服して行う職務遂行の対価まで含むものである。取締役は、任用契約に基づき、会社の機関又は機関の構成員として組織の規律に服して職務を遂行するのであるから、その対価である報酬は、国税徴収法76条1項に規定する給料等に該当するものである。したがって、役員報酬は国税徴収法76条1項に規定する給料等に該当しないという原処分庁の主張には理由がない。

(ii) 検討

本件は、Eの役員報酬支払請求権を差押処分の対象としたことによって課税

庁側との間に争いが生じたものである。審判所が指摘するように、国税徴収法76条1項は「給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権」と規定するのみで、それがいかなるものをいうかについての定義的な規定を設けていない。このような場合、税法で用いられている用語の意味は、その税法の趣旨・目的に従って理解すべきことは当然のことである。そこで、生活保障のために生計を維持するための重要な収入のうち一定の範囲で差押えを禁止することとした国税徴収法76条1項の趣旨から考えるに、Eの役員報酬支払請求権の差押処分を取消した判決の判断は妥当であると解する。

(2) 旭川地裁平成27年7月21日判決²³

(i) 事実と判旨

本件は、地方公務員に支給された通勤手当が国税徴収法76条1項柱書にいう「これらの性質を有する給与」に当たるとされた事例である。処分行政庁であるF市長が、滞納処分としてGの給与等に係る支払請求権を差し押さえた。その後、第三債務者から受領した金銭について各配当処分をしたところ、Gは配当の計算方法に違法があり、配当処分も違法であると主張して、各配当処分の取消しを求めた。

裁判所は、次のように述べた。国税徴収法76条1項は、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の一部について差押えを禁止している。その趣旨は、給料等であっても本来的には滞納処分による差押えが可能であることを前提としつつ、給料等が給与生活者等の生計に占める重要性に鑑み、給料等のうち、滞納者の最低生活の維持等に充てられるべき金額の差押えを禁止することとして、納税義務の適正な実現を通じた国税収入の確保（同法1条参照）と滞納者の最低生活の保障との調和を図ったものであると解される。国税徴収法76条1項柱書にいう「これらの性質を有する給与」とは、雇用関係又はこれに準ずる職務関係に基づき雇用主等から支給される報酬その他の収入（ただし、賞与又は退職手当の性質を有する給与を除く。）をいうものと解するのが相当である。Gが支給された通勤手当は、給与条例及び

²³ 判時2282号56頁，判タ1422号174頁，LEX/DB 25447589。

通勤手当規則の規定に従ってGに支給された金銭であるから、「これらの性質を有する給与」に当たるといふべきである。Gは、国税徴収法76条1項柱書にいう「これらの性質を有する給与」とは労務の提供に対する対価をいい、通勤手当は実費の支給であるから、「これらの性質を有する給与」に当たらず、その全額が性質上差押禁止財産であると解すべきであると主張する。しかしながら、通勤手当が雇用主等から支給されている場合には、労働者は、その分だけ自己の財産からの支出を免れることとなる。雇用契約等において定められた支給基準に従って支給される通勤手当を「これらの性質を有する給与」に含めてその一部を差押可能なものと扱っても、不合理とはいえない。

(ii) 検討

本件は、論点が多岐にわたっているが、差押禁止財産との関りでは、処分行政庁が差押可能額を計算するに当たり通勤手当を除外しなかったことから争いが生じたものである。Gは、国税徴収法76条1項柱書にいう「これらの性質を有する給与」とは労務の提供に対する対価をいうと解するのが相当であり、通勤手当は実費の支給であるから「これらの性質を有する給与」に当たらず、国税徴収法上の差押禁止財産に当たると解すべきであると主張した。これに対してF市長側は、国税徴収法76条1項の「これらの性質を有する給与」とは、役員報酬、超過勤務手当、扶養家族手当、宿日直手当、通勤手当等をいうと解されており（国税徴収基本通達第76条関係1）、通勤手当の全額が差押禁止財産に当たるわけではないことは明らかであり、通勤手当は、実費弁償の性格を有するからといって、労働提供の対償ではないとはいえないと主張した。

生活保障のために、生計を維持するための重要な収入のうち一定の範囲で差押えを禁止することとした国税徴収法76条1項の趣旨からしても、通勤手当の全額が差押禁止財産に当たるとするF市長側の主張には理由があると思われる。したがって、F市長側の主張を認めた地裁判決は妥当なものであると解する。

(3) 前橋地裁平成30年1月31日判決²⁴

(i) 事実と判旨

本件は、実質的に差押禁止債権である給与自体を差し押さえることを意図して行われた滞納処分としての差押処分が、地方税法が準用する国税徴収法76条1項に反する脱法的な差押処分として違法であるとした事例である。Hは、国民健康保険税及び市県民税を滞納していた。I市長は、滞納市税等を徴収するため、滞納処分として、ゆうちょ銀行のH名義の通常貯金の払戻請求権等を差し押さえた。Hの貯金口座残高は、〇円であったが、翌日に給与53,636円が振り込まれた。Hは、口座に364円を入金した上で、残高54,000円全額を引き出した。その後、その場で再度、口座に預け入れた。一連の作業により、差押処分時の貯金口座の残高は54,000円となっていた。I市長は、ゆうちょ銀行から貯金債権50,000円の支払を受けた。I市長は、翌月も同様にゆうちょ銀行からHの貯金債権の支払を受けた。Hは、I市長に対し、貯金口座はHが給与を受領するための貯金口座であり、本件貯金債権は「給料等に基づき支払を受けた金銭」に関する債権であるから、各差押処分は、地方税法が準用する国税徴収法76条1項又は2項に違反する違法な差押えであると主張して、各差押処分を取り消すことを求める旨の各異議申立てをした。I市長は、Hの各異議申立てをいずれも棄却する決定をしたため、訴訟を提起した。

裁判所は、次のように述べた。①金融機関に対する預貯金債権は、預貯金口座開設者と金融機関との間の消費寄託契約に基づく債権であり、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支払請求権とは法的性質を異にすること、②給料等が受給者の預貯金口座に振り込まれると一般財産と混合し、識別特定ができなくなること、③地方税法が準用する国税徴収法76条1項は給料等について、同条2項は給料等に基づき支払を受けた金銭について、それぞれの一部を差押禁止とする一方で、給与等の振込みにより成立した預金債権については何ら触れていない。それにもかかわらず、預貯金債権まで差押禁止債権とすると、法の明文の規定なく責任財産から除外される財産を認めることとなりかねず、取引の安全を害するおそれがあること、④

²⁴ 判例地方自治438号39頁，判時2373号21頁，判タ1453号161頁，LEX/DB 25560441。

滞納者は、滞納処分により財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予（地方税法15条の5）又は滞納処分の停止（同法15条の7）を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預貯金債権は、直ちに差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである（最高裁平成10年2月10日判決²⁵参照）。もともと、給料等が受給者の預貯金口座に振り込まれた場合であっても、国税徴収法76条1項、2項が給料等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨はできる限り尊重されるべきであって、滞納処分庁が、実質的に76条1項、2項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情がある場合には、上記差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分として、違法となる場合があるというべきである。

（ii）検討

本件は、「はじめに」で掲げた新聞報道による事案に、最も近いものであろう。国税徴収法を不当に行使して権限を濫用するような事案が多発していると現場に従事していた職員からも問題提起がなされていた²⁶。本件も、一連の租税徴収濫用事案の一つであると解することができよう。

国税徴収法に直接関連するものではないが、本件と同様の事案として、児童手当法15条「児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。」に関する広島高裁松江支部平成25年11月27日判決²⁷がある。この事案は、滞納県税に係る滞納処分として、ほぼ全額が児童手当を原資とする銀行預金を差し押さえ、各滞納県税に配当したというものである。これに対して、広島高裁松江支部は、処分行政庁において児童手当が預

²⁵ 金融法務事情1535号64頁，金融・商事判例1056号6頁，LEX/DB 28040133。

²⁶ 東京税財政研究センター（編著）・中村芳昭（監修）『差押え—実践・滞納処分の対処法』（東銀座出版社・2012年）119頁参照。

²⁷ 判例地方自治387号25頁，金融・商事判例1432号8頁，賃金と社会保障1614号38頁，LEX/DB 28040133。なお，第一審は鳥取地裁平成25年3月29日判決（判例地方自治373号9頁，金融・商事判例1419号51頁，賃金と社会保障1614号23頁，LEX/DB 25501347）である。

金口座に振り込まれる日であることを認識した上で、児童手当が預金口座に振り込まれた9分後に、児童手当によって大部分が形成されている預金債権を差し押さえた差押処分は、児童手当相当額の部分に関しては、実質的には児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがなく、児童手当法15条の趣旨に反し違法であると判示した²⁸。

前橋地裁平成30年1月31日判決に戻れば、国税徴収法76条で差押禁止額が定まっている「給与等」と金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預貯金債権とは全く同じものではないと判断していることには注意を要する。しかも最高裁平成10年2月10日判決を引用しての言及であるので、場合によっては給料等が受給者の預貯金口座に振り込まれた際に差し押さえることも合法となる可能性もある。ただ、前橋地裁は「国税徴収法76条1項、2項が給料等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨はできる限り尊重されるべき」として、処分庁が「実質的に」国税徴収法76条1項及び2項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを「意図して」差押処分を行ったものと認めるべき「特段の事情」がある場合には、違法となることもあるとする。

このような前橋地裁の判示からすれば、「はじめに」で掲げた新聞報道による事案で取消を裁判所に認めさせる場合、主張・立証には十分に注意することが必要となろう。先例となりうる裁判例と裁決例をできる限り多く集め、それらの事案との同一性を主張・立証する必要があると解する。特に、処分庁が「実質的に」差押禁止額を「意図的に」差押えたと裁判所に認めてもらうような立証が必要であろう。

V おわりに

以上において検討してきたことを簡単にまとめると、第一に、租税徴収の実際の運用において「納税者の保護」がなされるように実務が行われる必要があ

²⁸ 28 判例評釈として、藤中敏弘「<判例研究>差押禁止財産である児童手当金が銀行預金に振り込まれるのを『狙い撃ち』した滞納処分の差押の違法性」北海学園大学『法学研究』50巻1号（2014年）211頁以下参照。

る。この点、徴収の現場においては権限の濫用と思われる事案も見受けられるが、裁判例・裁決例を検討した結果、概ね妥当な判断がなされていると解される。なお、租税徴収制度における納税者権利保障の強化については今回検討しなかったが、租税徴収制度における納税者の権利保障立法の整備を否定する考えは筆者にはない。

第二に、国税徴収法76条で差押禁止額が定まっている「給与等」が場合によっては受給者の預貯金口座に振り込まれた際に差押処分にされる可能性があるもので、差押処分庁が「実質的に」国税徴収法76条1項及び2項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを「意図して」差押処分を行ったものと認めるべき「特段の事情」に関する主張・立証がなされるべきである。

なお、今回は現行国税徴収法の当該規定を改正すべきか否かについて明確な考えが示すことができなかった。この点に関しては今後の研究課題としたい。